

## 「広島県人権啓発推進プラン（第5次）」について

令和3年4月19日  
わたらしい生き方応援課

## 1 要旨

「広島県人権啓発推進プラン(第5次)」について、令和3年1月20日から2月19日までに寄せられた意見を踏まえ、別紙のとおり計画を策定した。

## 2 計画の期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度（5年間）

## 3 経緯

年月日	概要
令和2年10月19日	生活福祉保健委員会における骨子案の説明
令和3年1月19日	生活福祉保健委員会における素案の説明

## 4 意見の募集(パブリックコメント)における意見と対応等

【実施期間】 令和3年1月20日(水)から2月19日(金)

【意見総数】 65件（44人・団体）

【提出方法】 郵送：4件，ファクシミリ：15件，電子メール：10件，電子申請：15件

No.	意見の内容	県の考え方・対応	関連ページ
1	第4次プランの振り返りに関する言及が十分ではない。 特に、総括目標「社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合」が達成できたのか、課題は何かということに記載してほしい。	第4次プランについては、各人権課題及び啓発手法等について取組内容、社会情勢等により振り返りを行い、これらの結果を踏まえ当該プランの「現状・課題」等本文を記載しております。 なお、第4次プランでは総括目標を設定しておらず、御意見の「社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合」については、「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」の総括目標とされているものです。	全体
2	当該プランにおける「差別」の定義、差別の何が問題だと考えているのか、合理的区別との違い等について記載してほしい。	当該プランは、不当な差別の発生等により人権が侵害されることが無いよう、人権尊重の理念を普及し、それに対する県民の理解を深めるための人権啓発を行おうとするものです。 御意見の「差別」の定義については、法や判例などに照らし個別に判断されるものであることから、一律の定義は記載しておりません。	全体
3	戦争はあらゆる人の権利を奪うものであることから、戦争を許さない視点を明記し、平和教育の推進と実践について盛り込んでほしい。	平和教育については、教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本精神を基調として、学習指導要領に則り、各学校において教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進されるよう、引き続き、取り組んでまいります。	全体

No.	意見の内容	県の考え方・対応	関連ページ
4	記載された条件に当てはまらない人も、同じように人権によって守られるべき大切な一人だということを文書に盛り込んでほしい。	御意見の趣旨も含め、策定趣旨において、各人権課題に該当する人だけでなく、「県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりに向け」、引き続き取り組むことを記載しております。 具体的には、目指す姿に向け、「人権に関する基本的な知識の習得」など基本的な考え方に記載のとおり、各人権課題に限らず取り組んでまいります。	1
5	各人権課題としてあげられた人ばかりでなく、誰もがお互いの人権を大切にし合える社会を目指さなければならぬ趣旨の文章を付け加えてほしい。	誰もがお互いの人権を大切にし合えるという御意見のとおり、全ての人々の人権が尊重されることが大切だと考えております。 こうした中、各人権課題による差別や偏見などで苦しんでいる人々と共にみんなが人権について考え取り組んでいく必要があると思っております。 当該プランでは、策定趣旨において、「県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりに向け」、引き続き取り組むことを記載し、人権啓発を推進してまいります。	1
6	「人権啓発」の効果を測るものとして「県民意識調査」は十分なものか。 また、「県民意識調査」をはじめ、県は調査対象、調査方法を含めて公開する必要がある。 関連指標は、その出典を記載してほしい。	当該プランから、「モニタリング指標」及び「関連指標」を新たに設定し、これらの推移をみることにより検証を行うこととしております。このため、「モニタリング指標」には、県民意識を毎年把握することができる「県民意識調査」を採用したところです。 この県民意識調査は、県内在住の15～69歳男女1,000人を対象に、インターネットにより、居住意向や、施策分野ごとの要望・認知・評価等を把握するものです。この調査結果は、県庁内での各施策のマネジメントに活用してきたところです。この度いただいた御意見を参考に、調査結果を分かりやすく公表する方法を検討したいと考えております。 なお、関連指標につきましては、関連するそれぞれの計画において目標達成度等を測るための指標として設定しているものを当該プランに引用しているものであることから、出典として該当する計画名等を記載しております。これらは第3章「5フォローアップ及び見直し」に記載のとおり、「モニタリング指標」と合わせて毎年度点検し、その結果をとりまとめ県ホームページ等において県民に公表してまいります。	2～30
7	「(3)実際の行動への反映」のタイトルが本文の趣旨を表していないのではないかと。本文構成自体も分かりにくい。	「(3)実際の行動への反映」は、人権尊重の理念の普及を図ることで、「日常生活において、人権への配慮が自然に態度や行動に現れてくるよう」に取り組むことを記載しております。	3

No.	意見の内容	県の考え方・対応	関連ページ
8	各人権課題の掲載順の決定方法及び人権課題によって記載量に差がある理由を教えてください。	各人権課題の掲載順は便宜的なものであり、また国や市町等との役割分担や人権啓発以外の施策との関係によりそれぞれの人権課題の記述量に差が生じていますが、策定の趣旨に記載しているとおりにずれの人権課題についても「県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくり」に向け、人権啓発を推進してまいります。	4～30
9	男女共同参画を推進する一方で、義務教育の学校に「男女別名簿」があることに疑問を感じる。	児童生徒の名簿については、法令上の定めはなく、各学校が判断することとなっておりますが、学校教育において、児童生徒が男女共同参画について理解し、自己の生き方や働き方について考えを深めたり、必要な知識・技能等を身に付けたりすることができるよう、組織的に取り組んでまいります。	4～7
10	関連指標の数値と年度については、「わたらしい生き方応援プランひろしま」の掲載内容と合わせたほうがいいのか。	関連指標数値と年度については、「わたらしい生き方応援プランひろしま」の掲載内容に整合するよう整理します。	6, 7
11	児童虐待などが増加傾向にあることから、虐待防止のため、刑事罰を伴う条例制定が必要ではないか。	<p>子供への虐待による加害に対しては刑法が適用されることから、刑事罰を伴う新たな条例制定は検討しておりません。</p> <p>なお、児童虐待防止対策強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)において体罰禁止が明記されました。</p> <p>県では、体罰によらない子育てを社会全体で推進し、保護者も子供も安心して暮らせる社会の実現を目指すことが必要と考えており、11月の児童虐待防止月間を中心にオレンジリボンキャンペーンを通じて幅広く県民へ周知、啓発をしております。</p>	8, 9
12	<p>全般にわたり、「障害者差別解消法」に沿った内容がないのではないかと。</p> <p>同法に規定されている「対応要領」が未策定の市町もあることから、公的機関での研修などを検討するとともに、障害者への社会参加については当事者抜きの政策制度とならないよう、当事者の意見や悩みを聞く窓口が必要である。</p>	<p>当該プラン「(4) 障害者」に掲げる「障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施」するため、「具体的な取組」に基づき取り組んでまいります。</p> <p>なお、障害を理由とする差別を解消するための措置・支援措置のうち啓発活動以外については、広島県障害者プランなど関連する県計画において取り組んでまいります。</p> <p>具体的には、障害者差別解消法において努力義務とされている市町職員の対応要領について、県内全ての市町において作成されるとともに、社会情勢の変化に応じて適時必要な見直しが行われるよう、働きかけてまいります。また、障害者の社会参加につきましては、関連する県障害福祉計画の見直しに当たり、当事者の意見を踏まえ、関係団体と連携して取り組んでまいります。</p>	12～14

No.	意見の内容	県の考え方・対応	関連ページ
13	県職員だけでなく、教職員も対象とした同和問題の研修が必要である。	<p>学校教育については、学習指導要領や広島県人権教育推進プラン等に基づき、各学校において教育活動全体を通じて組織的・計画的に人権教育が推進されるよう、引き続き、取り組んでまいります。</p> <p>また、同和問題を含む人権課題に関する学習指導案集を、例えば初任者研修等において活用するなどして、教科等における教職員の指導力の向上を図ってまいります。</p>	15, 16
14	子供たちが同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、学校で同和問題についての学習を行う必要がある。	<p>学校教育については、学習指導要領や広島県人権教育推進プラン等に基づき、各学校において教育活動全体を通じて組織的・計画的に人権教育が推進されるよう、引き続き、取り組んでまいります。</p> <p>また、同和問題を含む人権課題に関する学習指導案集を活用するなどして、教科等における教職員の指導力の向上を図ってまいります。</p>	15, 16
15	外国人の「入居・入店拒否」を問題とする理由を記載してほしい。	<p>他の合理的な理由なく単に外国人であることだけを理由として「入居・入店拒否」する事案が生じており、このことは「本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況」に当たるという考えに基づき、当該プランに例示として記載しています。</p> <p>本県では、国籍や民族を問わず、人権が尊重され、活躍できる多文化共生社会の実現に向け、「県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深める」ための啓発に取り組んでまいります。</p>	17, 18
16	本文の「本県に居住している外国人が安心して生活できるよう」の記述を踏まえ、広島朝鮮学園に対する補助金交付を再開してほしい。	当該プラン「(6)外国人」に掲げる「具体的な取組」に基づき、人権啓発に取り組んでまいります。なお、御意見をいただいた補助金については、別途、県の方針により対応してまいります。	17, 18
17	<p>「(6)外国人」の項目に在日朝鮮人等が含まれるのか。</p> <p>また、「(12) ○北朝鮮当局による拉致問題等」の項目において、北朝鮮問題に起因する在日朝鮮人への差別について喚起してほしい。</p>	在日朝鮮人の方を含めて「(6)外国人」の項目で取り扱っており、依然として就労差別、子供の教育や入居・入店拒否などの問題が生じ、生活上の諸権利が十分に保障されていないとの課題があると認識しております。民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識が醸成されるよう、この項目に掲げる「具体的な取組」を推進してまいります。	17, 18, 29, 30
18	どの子供も安心して学べる教育現場にするため、教職員を対象とした性の多様性についての研修が必要である。	学校教育については、平成 27 年 4 月 30 日付文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」、平成 28 年 4 月 1 日付文部科学省事務連絡「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」及び平成 28 年 10 月作成の生徒指導資料 No. 38 を踏まえて配慮を行うよう、研修等を通じて各学校を指導しております。	19, 20

No.	意見の内容	県の考え方・対応	関連ページ
19	性的少数者の子供が安心して通えるよう、教育現場において、名簿、整列、制服、髪形等について不要な性別分けを廃止することが必要である。	学校教育については、平成27年4月30日付文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」、平成28年4月1日付文部科学省事務連絡「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」及び平成28年10月作成の生徒指導資料No.38を踏まえて配慮を行うよう、研修等を通じて各学校を指導しております。	19, 20
20	性の多様性について、未成年に伝えるためには、成人の意識から変える取組が必要である。	当該プラン「(7)性的指向・性自認」に掲げる「具体的な取組」に基づき、性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認めよう意識の醸成に向け、企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や人事担当者など人権啓発に携わる方に対する研修の実施や県民の皆様を対象とした啓発イベント等あらゆる機会を利用し、正しい理解の普及に取り組んでまいります。	19, 20
21	感染症について、一人一人が正しい知識を身につける必要があるとともに、正しい情報を発信する際は情報が誤って伝わることで県民の不安を招かぬよう、発信方法を工夫してほしい。	当該プラン「(8)感染症患者等」に掲げる具体的な取組に基づき、感染症の患者等に対する誤解や差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及に取り組んでまいります。また、御意見をいただきました情報の発信方法については、効果的なものとなるよう、今後の取組の中で検討のうえ実施してまいります。	21, 22
22	低年齢から携帯を持ち、PCを持つ時代になりつつある中では、教育現場まかせでなく、県民・市民あがりの研修や勉強会が必要である。	当該プラン「(11)インターネットによる人権侵害」及び「(2)子供」に掲げる具体的な取組に基づき、学校教育だけでなく県民に対して、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段等の周知啓発に取り組んでまいります。	27, 28
23	人権尊重の理念の普及には学校教育が必要であり、そのための教職員研修の必要性について記載してほしい。	学校教育については、学習指導要領や広島県人権教育推進プラン等に基づき、各学校において教育活動全体を通じて組織的・計画的に人権教育が推進されるよう、引き続き、取り組んでまいります。 また、人権課題に関して、教科等における教職員の指導力の向上を図ってまいります。	32

※御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割して掲載しています。

また、類似意見及びこれに対する県の考え方・対応方針は、まとめて掲載しています。

なお、具体的に内容を判断できなかったもの、県の業務対象外については、掲載していません。